

申立て時の聴取事項一覧表

	主な聴取事項	聴取のポイント
1	事業内容 <ul style="list-style-type: none"> ・支店・営業所の数及び場所、従業員の数 	業種や債務者の規模によって、手続の進行や再生の可能性の判断に影響がある。
2	負債総額 <ul style="list-style-type: none"> ・一般優先債権（公租公課・労働債権）の未払の有無及び金額 	<p>予納金の額の基準となる。</p> <p>一般優先債権の未払が多額の場合は、再生債権の弁済原資の確保が困難になり、再生手続廃止の可能性があるので、労働債権の未払と区別して金額を聴取する。</p>
3	債権者 <ul style="list-style-type: none"> ・金融機関の数及び債権総額、メインバンク ・主要な債権者 ・差押え・滞納処分の有無 	<p>少数の債権者（特に金融機関）の債権額が総債権者の過半数である場合、その議決権の行使によって手続の帰趨が決まるため、その意向も聴取する。また、メインバンクがある場合には、その意向を聴取する。</p> <p>主要な債権者の種類（金融機関、取引先、会員等）やその数を考慮して債権者の意向聴取方法を検討する。別除権者との交渉状況も、再生手続の進行の判断材料となる。</p> <p>差押えがある場合には、強制執行等の手続の取消しや担保権実行手続の中止命令等の検討が必要となる。また、差押えや滞納処分の有無は、資金繰りの状況や債権者（別除権者を含む。）が再生手続に対して協力的か否かの判断材料となる。</p>
4	再生申立てに至った主な原因	再生の可能性や債務者の予定する再生スキームが適切かの判断材料とするため、破綻原因を聴取する。
5	当面の資金繰り	<p>運転資金が枯渇すると、事業継続が困難となり、再生手続廃止となるおそれがある。また、弁済禁止の保全処分において対象外債務として一定金額以下の少額債務を定めることの可否も問題となる。</p>
6	再生のスキーム (方針)	<p>自主再生、減増資、事業譲渡（計画内・計画外）、会社分割、スポンサー選定等に関する情報を聴取する。例えば、プレパッケージ型の場合には、直ちに譲渡先の選定方法や対価の適正についての調査が必要となる。また、事業譲渡の時期によって、事業譲渡に係る意見聴取集会等のスケジュールを検討する必要がある。</p>

<p>7</p>	<p>保全処分</p> <ul style="list-style-type: none"> • 定型か非定型か、非定型の場合にはその内容と理由 • 発令の時期について希望 	<p>申立てと同時に保全処分の発令を希望する場合には、事前に申立書のドラフトの提出が必要となる。</p> <p>弁済禁止の保全処分における対象外債務として一定金額以下の少額債務を設定する場合には、再生計画において、他の債権者に対しても同額の弁済ができるのか、資金繰りを確認する。</p> <p>原則として、申立て後の進行協議期日に発令するが、申立てと同時に発令を希望する場合には、その理由を聴取する。</p>
<p>8</p>	<p>その他の確認事項</p> <ul style="list-style-type: none"> • 申立予定日 • 債権者説明会の開催日、場所 • 債権者説明会の開催日が、申立日から0～6日以内であるか • 係属中の関連事件の有無 • 社債管理者等の有無 • 予納金の支払方法 • 進行協議期日(顔合わせ期日)の候補日 • 保全処分謄本の必要数 • 従前の再生手続申立て 	<p>監督委員候補者の出席が原則となっているため確認する。また、開催場所が遠方の場合の監督委員の交通費は、再生債務者において負担することになる。</p> <p>申立てから債権者説明会までの期間をなるべく短くすることで、債権者への情報提供を速やかに行うことができる。</p> <p>社債管理者等がある場合は、再生手続開始決定の官報公告に民事再生法35条1項3号所定の記載をする必要があるため、その有無を聴取する。</p> <p>一括予納、分割予納の確認を行う。現金持参、銀行振込、電子納付の確認も行う。</p> <p>監督委員候補者と期日を調整するために聴取する。</p> <p>保全処分申立て時に謄本1通につき印紙150円が必要である。</p> <p>再度の再生事件の場合には、手続進行につき、十分な検討が必要となる。</p>